

加西市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、本市における少子化対策の強化及び定住促進に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用等の一部を補助することについて、加西市補助金等交付規則(平成30年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届(加西市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づくパートナーシップの届出をした者を含む。)を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 夫婦 婚姻(加西市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づくパートナーシップの届出をした者を含む。)を機に新婚生活を開始した者をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに契約した市内の住宅物件の賃借に係る敷金、礼金、仲介手数料、及び家賃の合計額をいう。
- (4) 家賃 市内の民間賃貸住宅に係る賃貸料のうち、月額「実質家賃負担額」又は12,000円のいずれか低い額に、申請年度内の支払予定月数を乗じて得た額をいう。
ただし、加西市新婚世帯向け家賃補助金交付要綱による加西市新婚世帯向け家賃補助金の額を除く。
- (5) 民間賃貸住宅 補助を受けようとする者と住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結した自己の居住の用に供する住宅とする。ただし、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅及び借上公共賃貸住宅を除く。また、申請者の3親等以内の親族又は生計を一にする者及びこれらの者が役員となる法人が所有している住宅並びに賃貸住宅も同様とする。
- (6) 実質家賃負担額 賃貸料のうち、共益費、駐車場使用料等直接的には住宅の賃貸料と認められないもの、及び勤務先からの住宅手当を控除した額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。
- (7) 引越費用 婚姻を機に新たに市内に取得した住宅又は市内の賃貸住宅物件に引っ越しするために、引越業者又は運送業者への支払いその他引っ越しに要する費用をいう。
- (8) リフォーム費用 婚姻を機に実施した新婚世帯が居住する住宅のリフォーム費用(婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームであること。)のうち、住宅の機能の維持又は向上

を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(9) 市税等 市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯又は前年度に本事業の補助金交付決定を受け、その受給額が前年度の補助上限額に達しなかった世帯（以下「継続補助対象世帯」という。）とする。

(1) 新婚世帯の総所得金額(申請時において最新の所得証明における夫婦の所得額の合計額をいう。以下同じ。)が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の総所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が、500万円未満であること。

(2) 補助金の申請日において夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の住所となっていること。

(3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

(4) 加西市が実施する「相談・支援プログラム」へ参加済みであること。「相談・支援プログラム」の実施内容については、市長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する新婚世帯は対象としない。

(1) 過去に夫婦のいずれかが結婚新生活支援事業に基づく補助金を受けたことがある新婚世帯（ただし、継続補助対象世帯を除く。）

(2) 夫婦のいずれかに市税等の滞納がある新婚世帯

(3) 他の公的制度による住居費、引越費用及びリフォーム費用の補助を受けている新婚世帯（ただし、加西市新婚世帯向け家賃補助金交付要綱による加西市新婚世帯向け家賃補助金を除く。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、申請年度中の住居費、引越費用、リフォーム費用とする。ただし、補助金の申請日において現に居住している当該住所に係る経費に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、次の各号に掲げる新婚世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、継続補助対象世帯については、前年度の補助上限額から前年度に交付した額を差し引いた額を上限とする。

(1) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の新婚世帯 1世帯当たり60万円

(2) 前号以外の新婚世帯 1 世帯当たり 30 万円

(交付申請及び決定)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、加西市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本又はパートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カードの写し

(2) 住民票の写し

(3) 所得証明書

(4) 納税証明書

(5) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費の補助金交付を申請する場合に限る。)

(7) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の補助金交付を申請する場合に限る。)

(8) リフォーム費用に係る領収書及び明細書の写し(リフォーム費用の補助金交付を申請する場合に限る。)

(9) 加西市結婚新生活支援補助金住宅手当支給証明書（様式第 9 号）(家賃の補助金交付を申請する場合に限る。)

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 継続補助対象世帯で補助金の交付を受けようとする者は、加西市結婚新生活支援補助金継続交付申請書（様式第 2 号）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本又はパートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カードの写し

(2) 住民票の写し

(3) 納税証明書

(4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費の補助金交付を申請する場合に限る。)

(5) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の補助金交付を申請する場合に限る。)

(6) リフォーム費用に係る領収書及び明細書の写し(リフォーム費用の補助金交付を申請する場合に限る。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、加西市結婚新生活支援補助金交付(不交付)決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項及び第2項の申請内容に変更が生じるときは、速やかに加西市結婚新生活支援補助金変更交付申請書(様式第4号)に、前条第1項及び第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加西市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 補助事業者は、第6条第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、加西市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、第6条第1項及び第2項又は前条第1項の規定による申請において、住居費に家賃が含まれる場合は、当該補助対象経費の支払い後、交付請求を行うこととする。この場合、加西市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第6号)に当該補助対象経費の支払いを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を加西市結婚新生活支援補助金取消通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第8号)により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。